

第十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第三号

昭和二十七年一月二十九日(火曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君
理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君
理事 龍野喜一郎君 理事 床次 徳二君
理事 門司 亮君

大泉 寛三君 門脇勝太郎君
川本 末治君 前尾繁三郎君
吉田吉太郎君 藤田 義光君
大矢 省三君

出席國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君
國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員

内閣官房長官 保利 茂君
總理府事務官 吉岡 惠一君
副總理府事務官 谷口 寛君
國家地方警 察本部長 萩田 保君
地方自治政務次官 藤野 繁雄君
地方自治行政次長 鈴木 俊一君

總理府事務官(全 國選挙管理 事務局局長) 金丸 三郎君
總理府事務官(全 國選挙管理 事務局副局長) 有松 昇君
專門員 長橋 茂男君
專門員 茂男君

昭和二十六年十二月十五日

委員河野金昇君辞任につき、その補 欠として竹山祐太郎君が議長の指名 で委員に選任された。

昭和二十六年十二月二十日

自家用自動車の課税に関する請願 (北川定務君紹介)(第四号)

同外五件(小澤重喜君紹介)(第七 五号)
同外四件(満尾君亮君紹介)(第九一 号)
同(福永健司君紹介)(第九二号)
同(飯塚定輔君紹介)(第九三号)
営業用トラックに対する自動車税輕 減の請願(田口長治郎君紹介)(第五 号)

同(宮原幸三郎君紹介)(第六号)
同(岡西明貞君紹介)(第三三三号)
同(宮崎靖君紹介)(第三四号)
同(千葉三郎君紹介)(第三五号)
同(橋本金一君紹介)(第九〇号)
地方自治法の一部改正に関する請願 (神田博君紹介)(第三七号)

入場税及び遊興飲食税の市町村憲議 に関する請願(神田博君紹介)(第三 八号)
同(塩田賀四郎君紹介)(第九四号)
遊興飲食税に関する請願(塩田賀四 郎君紹介)(第七六号)
地方財政確立に関する請願(宇野秀 次郎君紹介)(第八七号)
地方議會制度改革反対に関する請願 (宇野秀次郎君紹介)(第八八号)
地方財政平衡交付金増額並びに起債 額拡大に関する請願(早稻田柳右エ 門君紹介)(第八九号)

昭和二十七年一月二十一日

入場税及び遊興飲食税の市町村憲議 に関する請願(塩田賀四郎君紹介)

(第一四〇号)

消防水利施設に対する国庫補助増額 等に関する請願(大泉寛三君紹介) (第一四二号)

地方税法の一部改正に関する請願 (逢澤寛君紹介)(第一五二号)
自家用自動車課税に関する請願 (河野謙三君紹介)(第一五三号)
大阪の特別市制反対に関する請願 (大石ヨシエ君紹介)(第一五四号)
同(久保田鶴松君紹介)(第一五五号)
営業用トラックに対する自動車税輕 減の請願(衛藤速君紹介)(第一二二 号)

の審査を本委員会に付託された。
昭和二十六年十二月二十六日
地方行政事務再配分の強力実施に關 する陳情書(山口県知事田中龍夫) (第五号)
地方財政平衡交付金制度に関する陳 情書(山口県知事田中龍夫)(第七号)
地方税制改正に関する陳情書(山口 県知事田中龍夫)(第八号)
地方税法第三百九十一条廃止に關す る陳情書(札幌市長高田富與)(第九 号)
平衡交付金の算定基礎に関する陳情 書(郡山市議會議長福内和介)(第一 〇号)

地方財政確立強化に関する陳情書 (郡山市議會議長福内和介)(第一一 号)
公共事業による道路補修事業の 起債認可に関する陳情書(東京都議 會議長菊池民一外九名)(第一二号)
地方財政の安定確立並びに教員の定 員不足充當に関する陳情書(茨城県 庁内茨城県職員組合小里初雄(第一 三号))
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命 令に関する件に基く全國選挙管理委 員会關係諸命令の廃止に関する法律 案(内閣提出第七号)
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命 令に関する件に基く警察關係命令の 措置に関する法律案(内閣提出第八 号)

地方自治に関する件
地方財政に関する件

この際前尾繁三郎君より發言を求め られておりますので、これを許しま す。前尾君。

○金光委員長 これより會議を開きま す。
この際前尾繁三郎君より發言を求め られておりますので、これを許しま す。前尾君。

○金光委員長 次に来る十二月十四日 本委員会に付託されたポツダム宣言の 受諾に伴い発する命令に関する件に基 く全國選挙管理委員会關係諸命令の 廃止に関する法律案、内閣提出第七号、 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令 に関する件に基く警察關係命令の措置 に関する法律案、内閣提出第八号の両 案を一括して議題といたします。まず 政府より提案理由の説明をそれ、聽 取することといたします。大橋國務大 臣。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

方制度大改革の折から、まづたく種々 の御心配をわすらわしまして、今回の 計報も実はそういろいろなことが積り 積つて先生の死期を早めたのではない かと、私としましては、先生に對し て心から悲痛な思いをいたしておるよ うな次第であります。おそらく皆さん 同様のお考えかと存じます。従いまし て、当委員会としましては、中島先生 に對して哀悼の意を表したらいかがか と思っておりますので、この点をお諮り願ひ しまして、適當に御処置を願ひましたら ば、適切な御処置を願ひましたらば、 ば、適切な御処置を願ひましたらば、 ば、適切な御処置を願ひましたらば、

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する

第二類第三号

地方行政委員会議録第三号 昭和二十七年一月二十九日

地方自治行政委員の特別免許に関する 請願(神田博君紹介)(第三六号)

命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

て、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

銃砲刀剣類等の取締りについては、連合国軍最高司令官から発せられたし

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

このための必要な諸手続等を規定いたしております。

第二に、今回政府より別途提案せられております。ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

政府は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定されたものも、この命令を整理すること

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

の直前またはその後に行われましたた

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく警察関係命令の措置に関する法律案

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する

大臣よりも少しづつ地方財政に關しまして、御抱負の一端を承つておつたのでありますが、どうも政府の御意見がその後において変更をみたのではないかと、かといふことを感ずるのであります。

第一に、地方財政の拡充といふ点に關しまして、予想いたしましたよりも、平衡交付金がすこぶる少いといふことにおきましても不満を感じますととも、第三におきまして、その地方財政の内容をなしておきます税制におきまして、政府の考へておられましたものが、著しく変更を来したかのように考へるのであります。政府においてはいかなる御所信をもつて、今後対処せられまするか、大体的方針につきましても承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 答へ申し上げまします。地方財政は一昨年以来私が所管しておりました、いろいろ問題も起きましたし、また非常に窮迫しておるといふことも事実でございます。それにつきましても、新しくできましたところの地方税法というよりなものに、あるいは遺憾の点があるのじやないかと、またいろいろの御批評もありまします。またそのほか地方の行政の事態につきましても、いろいろ整理改革をしなければならぬような点もありません。これに対しては根本的のなりのつばな地方制度を確立し、同時に地方財政もこれに合して十分なる財源を興えて、財政があまり窮迫にならないようにやつて行きたいと考へておるのでございますが、なにさまた事が非常な状況でございます。また同時に、御承知の通りまだ被占領下でございます。われわれが自由奔放に考へて、最もい

いと考へる根本的のなりの政策をすぐ実施するには、いろいろのかわりがございます。またその域に達しておりませんけれども、抱負といつたしましては、自治の確立のために相当地方制度も改革して行きたい、また税制も十分これを検討しまして、そして地方財政が従来のごとき窮境に陥らないようにやつて行きたいといふ考へを持っています。研究を続けておる次第でございますが、先ほど申しましたような見地におるような次第でございます。

○床次委員 ただいま御答弁がございましたが、すでに国家予算におきましては平衡交付金の予算を計上しておられるのでございます。本年度の地方財政の様子を見ますと、すでに百八十億の赤字があるといふことを、全国知事会議等におきましても明瞭にこれを指摘しておるのであります。さらに明年度におきまして計上せられました予算が、はたして地方財政においていかなる状態にあるか。ただいまお話のように、今日のおが国情から申しまして、財政の運用上相当困難があるといふことにつきましても了解するのであります。しかし国家の財政が窮迫しておるからと申しまして、地方財政がこれを放任しておいてよろしいのか、あるいは努力をいたされたか存じます。現在のままでよいかどうかといふことにつきましても大きな問題があると思つておられます。この点に對しては大臣のお考へを承りたいと思つておられます。

○岡野國務大臣 本年度の予算につきまして、補正予算の當時いろいろ問題が起きました。各府県市町村の実態調査をしておりますが、その過程でございまして、また結論を得ておりました。知事會議あたりで、百八十億程度の赤字が出るというよりなことも話しておられるようでございますが、しかしこれは地方財政委員会として、これに對して圧力を加えたわけでもありません。また検討中であります。それから明年度予算につきましても、平衡交付金が五十億しかふえないといふような状態になつておられますが、しかし明年度の地方財政の規模並びにその情勢におきましては、今までのごときいろいろの紛糾が起きないで、大体地方財政委員会の要望に沿うだけの地方財政の仕組みが打立てられておるといふことでございます。明年度予算については、地方財政はこれで御審議願つて、一向皆様方から御批評を受けることではないのではないかと、いふふうな考へを持つて臨んでおる次第でございます。

○床次委員 詳細なる説明をまだいたしておりませんので、明年度の見通しにつきましても、追つて検討いたしたいと思つておられますが、本年度の不足額につきましても、これはもうそろそろ結論をお出しにならないと、地方は非常に困る状態に入つておるのであります。これは一刻も早く結論を出していただきたいと思つておられます。

それらのお明年の問題につきましても、大体さしつかえないものではなからぬといふ御意見でございます。この機会にひとつ承つておきたいのは、明年度は地方税におきまして増税をすらかしなないか、増税になつてい

るかなつていないかといふことです。

この一点だけとりあえず伺つておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 明年度は増税にはなりません。むろんいろいろ経済界の情勢によりまして、中央にも増収がありまします。ごとき地方にも増収がありまして、いわゆる増収はありますけれども、増税はしていません。

○床次委員 地方税におきまして増収がある、増税をしなくても間に合ひ得るといふようなお話であります。現在の地方税の実際から見ますと、その増収の内容は、国民所得がふえただけに増収になつたと、單純にそのいふことが言えない地方税があるものであります。たとへば附加価値税のごときは、課税標準を非常に高く見たために増収になつておるといふことが言えるのだと思ひます。いざいざこれにこまかい数字で検討いたすのがいいと思つたのでありますが、これはむしろ法律の形を抜ながら實際において増税をしたおるといふ結果だと、私には考へられるのであります。この点大臣はいかに考へておられますか、この点大臣はいかに考へておられますか。これは單純な自然増収ではないのであります。むしろ手続において収入が増加しておる。納税者の立場から申しますならば、従来よりも重い税金が同じものに対してかけられたといふ結果になつておると思つておられます。この事実をお考へになるかどうか承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 固定資産税は、御承知の通り時価を標準にして、今年度からやるといふことになつております。時価が相当上つておる情勢でもありますが、その点において税率を上げませんけれども、増収になるという

ようなことになりまします。しかしながらこれは、全国を通じて、あまり負担の均衡を破るようなことがあつてはならぬと思ひまして、行政運営の点において、あまり過大な収入を得るような情勢にならぬように、地方財政委員会の方で指導して行きたいと思ひます。

○床次委員 固定資産税の時価が上るために、収入が多くなるのだとおつしやいませが、時価が増加するといふ根拠をどこに置いておられるか。時価が従来よりも次第々々に上つて参ります点について、日本経済の實際から見ましていかように御判断になつておられるか。この点は相當大きな問題だと思ひますが、ひとつお考へを承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 御承知の通り、ただいままでは、機械的に過去の貸付価格の何百倍といふようなことになつておつたのでございますが、今回の法律の命ずるところによりまして、時価を算出して、そうしてそれに税率をかけるといふことにかつたわけでございます。時価がだん／＼上つたのではなからぬ、時価といふものは初めて出て来たわけでありまします。その初めて出て来たところの時価が、元の貸付価格の何百倍といふものと比べますと上つておつたといふことでございます。時価がだん／＼上つて行つたといふことではないと御承知願ひたいと思ひます。

○床次委員 評価によりまして固定資産の額がふえる、そのために増税になつたといふ自然の現象のようにお考へるのよりにとれますが、今日固定資産税の評価といふものは、時価によつて評

備いたしておりますが、固定資産の税額が予想よりも多くなるれば、むしろこれは税率を下げて行くべきではないかと思っております。税率をそのままにしておいて、評価が予想よりも高かつたからといって、そのまま税金をとつていくという筋合いではないのでないか。固定資産税を当初設定いたしました場合には、評価の問題が非常に問題となつたことは大臣もよく御承知であつたはずであるが、いかなる倍率をもつてこれに処するかというところが、暫定的な際におきまして問題になつたのです。その評価がだん／＼とはつきりつかまへることができまじらば、その新しい評価額によりまして、税率というものはむしろこれを減税して行くのが建前ではないか。大臣はこれを自然の状態だと言つておられますが、納税者の立場からいふと、だん／＼と高い税金を納めて行くという形に感ぜられるのであります。しかも評価の手續そのものにつきましても、今年は一応あの評価の手續でもつて行つたのであります。必ずしもこれは完全だとは言えない。やはりだん／＼評価の技術が熟練して参りましたならば、もつとこの評価が下ることもあり得るのじやないか、本年度いたしましたところの評価必ずしも絶対的なものではないのであります。むしろ是正を要するのではないかと思ふ点が、私も多々感じておるのであります。この点に關しまして大臣はいかやうにお考えになりますか。

税の對象になりますところの固定資産というものを評価しますのは、初めての問題でもございしますから、十分とは行かないこともむしろわれ／＼も承知しておきます。だん／＼と改善して行かなければならぬと思ひますが、ただいまの情勢におきましては、ただいま出て来たような評価を用いるほかに方法はないと思ひますが、いづれまた年々十分実情もわかり、同時にこれらの査定技術も進歩して行きますならば、是正されることと思ひます。それからよけい入れれば税率を下げたいといふやないかというやうな御説のようございしますが、これも先ほど申し上げましたやうにいろ／＼な關係がございまして、税率を思ひ通りにすぐ下げるという処置がとりにくいやうな商売もあつたり何かいたしましたして、そしてわれ／＼といたしましたしては、もしそれができなければ行政運営の点においてこれを是正して行く、こゝろいふやうにやつて行きたいと思ひます。ただ問題は地方財政が御承知の通りに窮迫しておるといふことが、一般の常識になりまします。それから、税収を減らせたいことが建前になりますと、なかなかそれを実行して行くことが困難なあらちからのかかわりがございまして、これを御了承願ひます。

税の對象になりますところの固定資産の税金の負担が増加したのだというところになると思ひます。この点は大員と残念ながら意見を異にするやうに思ふのであります。さらには具体的に今後数字をもつて検討したいと思ふのであります。

次にお尋ねしたいのは、本年度の地方の税制に對しまして、大臣はあつておられると改善を加えるお考えを持つておられるとやうに承るのではありません。温般附加価値税の取扱に關しまして、暫定措置を講じたのであります。最近承るところによつて、まづお考えをかせられたやうに考へておられますが、はたして将来の地方税制に對していかやうなるお考えを持つておられるか、お聞きしたいと思ひます。

たしましては、これはやはり増税だ、税金の負担が増加したのだということになると思ひます。この点は大員と残念ながら意見を異にするやうに思ふのであります。さらには具体的に今後数字をもつて検討したいと思ふのであります。

次にお尋ねしたいのは、本年度の地方の税制に對しまして、大臣はあつておられると改善を加えるお考えを持つておられるとやうに承るのではありません。温般附加価値税の取扱に關しまして、暫定措置を講じたのであります。最近承るところによつて、まづお考えをかせられたやうに考へておられますが、はたして将来の地方税制に對していかやうなるお考えを持つておられるか、お聞きしたいと思ひます。

りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 明年度の税制につきまして、今附加価値税もまだ研究中でございしますが、もう一つ二つ、何かもし可能ならばやつてみたいというやうなことも考へておりますけれども、ただいまのところまだ附加価値税をどこにか一応一年延期する、こゝろのことになりまして、それにつきまして地方財政全体の税収の数字を検討させておりました、その数字の出て来ました結果によりまして、あつたことも考へたいと思ひます。あつたこともしくは一週間考へさせていたただきたいと思ひます。

○床次委員 一言つけ加えますが、大臣がいろ／＼地方財政について御答弁になつておられますが、大体の地方財政のわくは、すでに御決定になつておられるのではないかと。その基礎の上にお話になつておられると思ひますが、明年度の地方財政の大綱につきまして、数字的に御説明ができませんならば、その概要をこの機会に御説明いたただきたいと思ひます。あるいは別の機会に、資料をひのつ出していただきたいと思います。

○岡野國務大臣 事務当局から申し上げます。

○金光委員 資料を出してから御説明するやうです。

○床次委員 それじやひつとつなるべく早く出していただきたい。

○金光委員 よろしゅうございしますか。――門司君。

○門司委員 この機会に大臣に關しておきたいと思ひますことは、大臣のお考えになつておられる腹案で、今度の十三国会に地方行政に關する法律案は、一体どういふ法律案をどのくらいお出し

なり、労働関係を含めました身分取扱
いにつきましの規定であります。

それからな町村に勤務してありま
す町村職員の恩給組合につきま
して、現在特に法的な根拠が明確にな
っておりませんので、これを法制化いた
しまして、その根拠を明確にいたし、
町村職員の福祉を強化したいという考
えで、案を今練つております。

それから地方公務員法の関係におき
まして、いわゆる単純労働に従事して
おります地方公務員につきましの、
地方公務員法の適用上の特例につきま
して法律を設ける、これもやはり提案
いたしたいと考えております。

そのほかに、財政関係におきまして
は、これは非常に関係方面が多々ござ
いますので、協議等につきましても相
当時日を要し、いろ／＼問題が起つて
来はせぬかと考えておりますが、もし
も話し合いがつかますならば、地方財
政平衡交付金法、地方財政法等につ
きましても、若干の規定の改正を行
いと考えております。

地方財政平衡交付金法につきま
しては、測定単位あるいは単位費用とい
うものを法制化したさなければならぬよ
うに、現行法上なっておりますので、
特別は二十六年まで地方財政委員
会規則で定められるようになつてお
りますから、二十七年になつてお
りしても法制化する必要があるのでは
ありません。従つてこれらの法制化を内
容とする改正案を協議いたしております
ので、今各省並びに大蔵省と協議中
でございます。

それから地方財政法につきましては
平衡交付金制度の創設に関連をいた
しまして、国費と地方費の負担区分に

関する各種の規定を、一時停止いた
しておりますが、これらにつきまして
大体現状を建前にいたしたようなもの
を内容とする、負担区分の規定の調整
をした改正案を用意いたしたいと思
います。

それから地方税制につきましては、
ただいま大臣が申し上げましたような
ことで、ごく一部の改正案を、関係方
面の話し合いがつかましたならば、提案
することになりはしないかと考えてお
ります。

なおそのほかに、これはごく一部の
問題でございますが、鹿児島県の大島
郡の十島村の善後措置に関する問題で
ありますが、これは大体ボツダム政令
けれども、そのボツダム政令の失効後
におきましては、やはり何らかの法的措
置が必要でございますので、その関係
の簡単な法案を用意いたしております
が、なお終戦後の地方制度が各方面か
らばら／＼に行われて来たような関係
もございまして、行政制度、財政制度
あるいは公務員制度といったような全
体の間に、必ずしも調和がとれていな
いというような点もございしますので、
地方制度全体を総合的に観察いたしま
して調整をする必要があると思いまし
て、地方制度調査会というふうな仮の
名前の機関を設けまして、地方制度全
体についての調査を行い、各方面の観
念を集めて御協議願いたいということ
から、地方制度調査会の設置に関しま
する法律案を提案いたしたい、かよう
に考えております。大体以上のような
ものを予定いたしておる次第でありま
す。

○門司委員 大体わかりましたが、そ
の中にもよつとお聞きをしておきたい
と思ひますことは、最初の地方自治法
の改正に関する問題になつております
が、これは中央に非常に関連を持つ
ておりますので、簡単にには行かないか
と思ひますが、もしこの機会に簡素化
本部としての何らかのお考えがありま
するならば、ひとつ主管大臣の方から
お答えをいただきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。
地方行政簡素化本部は昨年の九月
末ごろだと思ひましたが、始めまして
その後国会開会中は休まざるを得な
くなりなりました。また国会休会になり
して始めたのでございしますが、御承知
の通り地方のプロパーの仕事ござ
いますから、大体おなる仕事でござ
いまして、委託されているというふうな仕
事が非常に多々ございまして、その仕
事を十分研究し、また簡素化しなけれ
ば地方の仕事も簡素化できない。こ
ういふことになりまして、ただいま各省
の受持つておりますところの法律を一
一検討しまして、それについてどうい
うふうにしたら、地方の行政が簡素化
できやせぬか、こういうことで案をつ
くりまして各省とも交渉し、またいろ
いろそれに関する手続上のことをいた
したいと思つておりますが、まだ十分
成案を得ておりませんので、ただいま
のところはまつたく未定の状態でござ
います。しかし仕事はどん／＼進めて
おきまして、大体八分通りまでは進行
しておるような次第でございます。本
国会にはぜひこれを御審議願いたいと
存じております。

○門司委員 もう少し内容に入つて聞
いておきたいと思ひますが、行政の簡
素化本部の骨子としては、もちろん行
政の簡素化をするという一つの建前で
あることには、私は間違いないと思
ひますが、それに伴つて行政整理とい
うようなこと、いわゆる人員を減らすと
いうような建前の上で簡素化本部とし
てはお考えになつておられるのか、ある
はそういうことに触れないで、ただ行
政をどう簡素化すればいいかというこ
との建前になつておられるのか、この点
非常にデリケートな関係を持つており
まして、なか／＼むずかしい問題だと
私も思ひますが、しかし地方公務
員の立場になつて考えて参りますと、
公務員を行政整理することが主眼とし
ての行政改革が行われるということに
なるのかどうかということ、かなり
地方の公務員にとつては大きな問題で
ありますし、それからまた地方の住民
の建前から申し上げても、簡素化
がそういう形で行われて、実際の仕事
というものはかえつて不便になつて来
るといふようなことがないとも限りま
せんので、従つて行政の簡素化が私
も考へておりますように、サービ
ス官庁としての地方庁が、そのサービ
スをいかによくするかということが大
體簡素化のわらひになつておられるのかとい
う、この二つの問題は私はかなりデリ
ケートの問題であると思ひますが、
しかしどちらかに方針がなければなら
ないと思ひますが、一体当局のお考え
はどうであるかということ、平たく申
上げますと、人員整理を中心とした
行政整理をお考えになつておられるのか、
サービス官庁としての建前から、住民
によりサービスをよくするという建前

から、行政の簡素化を行おうというお
考えであるか、この点をひとつ明確に
しておいていただきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 これは私は地方行政
簡素化本部をこしらへました最初の考
えをいたしまして、首切り、すなわち
平たく申しますれば人員を整理してし
まう、こういうことをやつて行くわけ
ではなくて、われ／＼といたしまして
は、地方のサービスをよくし、同時に
住民にあまり煩雑な迷惑をかけない
で、住民の福祉が保たれて行く、また
増進されて行く、こういうふうなひと
つ仕事を整理して行く、その仕事を
整理する上においては、あるいは増員
しなければならぬ点もありましよう
が、また人を減らさなければならぬ点
も出て来る、こう考えまして、私は事
務の整理が第一であつて、その事務の
整理に伴つて人員の増減が出て来る、
こういうふうな建前から、今までも
地方行政簡素化本部では仕事をさせ
ておるわけでございます。

○門司委員 もう一つさらに突込んで
聞いておきたいと思ひますことは、今
の大臣の答弁で一応構想だけはわかり
ましたが、ただわれ／＼が懸念いたし
ますのは、この前の国会で、国の人員の
整理が行われておりますので、従つて
今国会が地方に委託しております。仕事
を整理するということになつて参りま
すと、これがそのままの姿で、地方にお
ろされて来はしないかというふうな考
え方を私は持つております。国の行政
整理は最初から天引きのような形で整
理が行われておるが、しかしこれにな
らつた行政整理が行われるということ
になりますと、行政簡素化の本旨とい
うものが——その簡素化という非常に

から、行政の簡素化を行おうというお
考えであるか、この点をひとつ明確に
しておいていただきたいと思ひます。

きれいな名前のもとに、実際は首切りが行われやしないかというところが非常に懸念されるのであります。今の大臣のお話の中にも、あるいは人員をふやすかもしれないというお話があつたのであります。私は国の出先の機関が、行政上の事務の再配分と、これが関係して参りまして、地方の人間を減らしても、地方に事務が委譲されて、そうして地方でその事務をやつて行くということになるのであります。従つて私は今度の行政簡素化の趣旨というものは、事務の再配分に伴う勧告を主としたものが一体骨子になつておるかどうかということ、これは非常に重要なことだと私は考へておりますので、ただ国に右へならえするのではないというこ

とだけは、今の大臣の答弁でわかりましたが、それなら事務の再配分に伴うことを骨子として、一体行政の簡素化をおぼかりになるのかどうか、この点をもう一つお伺いいたします。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます 地方の簡素化のことにつきましては、御承知の通りに管理委員会の勧告もありませんし、政令諮問委員会の答申もありませんので、そんなものを参考といたしまして、そうして簡素化本部で十分検討しまして、簡素化本部独自の立場から事務をこういふふうに整理したらどうかということになりましたら、事務の再配分も行われましようし、仕事もできるだけ簡素にするという方向に行きますから、そこで私は今申し上げましたように、あるいは一地方団体において人は増すかも知れませんが、ほんのり減る。そういうことも出て参りましようが、ただいまのところでは検

討中でございますので、どこでどういふふうな増減が出て、あるいはどこでどういふふうな事務の簡素化ができるかということは、いまだ成案を得ておりませんから、ただいま申し上げるわけにいきません。

○門司委員 今日法案が出ておられますので大体腹案だけをお伺いしておきたいと思つて、次にもう一つ地方財政の面でもちよつとお伺いしておきたいと思つて、先ほどの床次さんのお尋ねに對しまして大臣の答弁がありました。現実の問題として、国の予算のしわ寄せが地方税に來ておるといふことは、これはもう数字の上から見ても、いなめない一つの事実だと思つておられます。大臣は今たとえば固定資産税のごときは、時価がふえたのだから、当然ふえるはずだというお話であります。これは非常に議論になりますので、私はあまり議論はこの場合いたしたくないと思つて、しかし時価が去年からどれだけふえておるか。ところが自治庁から出ておられます規則といふものか、これを讀んで見ますと、やはりこの去年の九百倍か、ところによつては千三百倍くらいに大体査定されるということになつておるのでございまして、こういう大きな開きが一体あるかどうかということでありませぬ。

それからもう一つは、住民税の關係であります。市町村住民税の關係におきましても、地方の公共団体は、最初の年だけは法律に基いた所得税の百分の十八をとつておりましたが、大体現在の町村の八割以上というものは、私は第二項を適用しておると考へる。そういういたしますと、税の徴収の方面か

ら申し上げますと、かなり多額のもの徴収することになつておりました。これは何も法律的処置に基かないで、地方でかつてにやれることでありますから、これは法律をそのまま適用したのだといへば私はそれで済むと思つておられます。しかし実質上の地方住民の負担といふものは、それだけふえておるわけでありませぬ。こういうことは私は單なる自然増徴とは言ひ得ない、もしこれが自然増徴であるとするならば、百分の十八で、徴収の方法はそのままにすえ置いて、所得がふえたから収入がふえたというのならば話はわかりませぬけれども、徴収の方法をより以上とらうということにかえておるのであります。必然的に私は増徴が行われておると申し上げて一向さしつかえない。そういうことがかなり大幅に今日行われておられますので、決して私は大臣のさつきの御答弁のようなことには承服したいのであります。そこでもう一度ここで伺つておきたいと思つておられます。平衡交付金の關係でありますが、この平衡交付金と国の総予算額との割合をずつと考へて参りますと、これが年々減つておるのであります。御存じのように、昭和二十五年度は総予算に對して、地方平衡交付金の総額といふものは〇・一六三という数字が出ておられますが、二十六年には〇・一五一になつておられます。二十七年、本年年度の予算では千二百五十億の平衡交付金を国の予算に見ておられますが、これを国の総予算から勘案して参りますと〇・一四七という割合の数字が出ておられます。こういうふうな国の総予算と比較いたしますと、国が地方に配付いたします平衡交付金が順次

減りつつあるという現状であります。こういう現象がそのまま見逃がされておられる。そして地方で税金をとれるだけ増徴して行くという行き方は、私はあまりいい結果ではないと思つておられます。今日は大蔵大臣もお出になつておられますから、あまりお聞きいたしません。しかしこういう数字を私どもがずつと當つて見ますと、どう考へても、地方住民税の増徴といふものは單なる自然増徴でないと思つておられます。大臣はこういう地方の平衡交付金が年々その率において減りつつあるという現状に對して、どう考へておられるかということでありませぬ。これはやはり非常に大きな問題になつて來るのであります。日本の国全体の予算を見て参りましたか、たとえ昭和何年でありましたか、十年から十一年ごろだと思つておられますが、このころは国の予算に對して地方予算は一三〇%くらい上つておられます。地方予算が非常に大きかつた。それが戦争のまつ最中の昭和十九年になりました。国の予算に對しまして地方の予算は二一%に減つておられる。これは戦争のせいでは、全部中央に集結された形をとつておりました。それが順次回復して参りました。去年、二十六年の国の予算と地方の予算との比較をいたして見ますと、大体九〇%くらいになつていはいはしないかと私どもには考へられる。ところが本年年度の予算を見てみますと、国の総額の予算が八千五百億を越えておられますときに、地方の予算は、大体今のつきりしたものでない、税制がどうなるかわからぬという事態を見てみましても、約七千億くらいになつており

まして、去年よりも相対的にはその総額は減りつつあるのであります。一方に於いては国から移管された業務がだんだん地方にふえて参つておられます。財政の面からいいますと、国の予算の方がウェイトがだんだん大きくなつて、地方の財政がだんだん減つて來て、きゆうくつになつておられます。これは地方財政がやつて行けないというところが当然でありませぬと同時に、地方の住民といふか、地方の公共団体は、国から仕事だけをたくさんしようだいで徴収して、そしてなおかつ地方の自治体が財政上困るといふことは、私は当然の帰結として出て來ると思つておられます。こういうことが出て参りますと、地方自治体の運営の上に、大きな支障を來して、私どもは必ずしもいい結果は見ないと思つておられます。これは抽象的なことであります。ところが、こういう数字上から現われて参ります国と地方との財政の不均衡に對して、大臣のお考へはどうかというものであるかということ、もしお答えが願ひますならば、ひとつお答えを願ひたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます、先ほど門司さんからお示しの数字は、われわれもその通りと考へておられます。それがあるがために私たちが地方にたくさんの税源を興えて、そうして平衡交付金にたよることにはなるべく少くして行きたい。それには平衡交付金並びに地方税制の方をうんと抜本的に改正しなければならぬ。これを改正しますのには関連しまして国家が地方に委託する事務を再配分によつて適當にしまして、同時に税制を確立して、そうして平衡交付金がほんとうに山村、

減りつつあるという現状であります。こういう現象がそのまま見逃がされておられる。そして地方で税金をとれるだけ増徴して行くという行き方は、私はあまりいい結果ではないと思つておられます。今日は大蔵大臣もお出になつておられますから、あまりお聞きいたしません。しかしこういう数字を私どもがずつと當つて見ますと、どう考へても、地方住民税の増徴といふものは單なる自然増徴でないと思つておられます。大臣はこういう地方の平衡交付金が年々その率において減りつつあるという現状に對して、どう考へておられるかということでありませぬ。これはやはり非常に大きな問題になつて來るのであります。日本の国全体の予算を見て参りましたか、たとえ昭和何年でありましたか、十年から十一年ごろだと思つておられますが、このころは国の予算に對して地方予算は一三〇%くらい上つておられます。地方予算が非常に大きかつた。それが戦争のまつ最中の昭和十九年になりました。国の予算に對しまして地方の予算は二一%に減つておられる。これは戦争のせいでは、全部中央に集結された形をとつておりました。それが順次回復して参りました。去年、二十六年の国の予算と地方の予算との比較をいたして見ますと、大体九〇%くらいになつていはいはしないかと私どもには考へられる。ところが本年年度の予算を見てみますと、国の総額の予算が八千五百億を越えておられますときに、地方の予算は、大体今のつきりしたものでない、税制がどうなるかわからぬという事態を見てみましても、約七千億くらいになつており

まして、去年よりも相対的にはその総額は減りつつあるのであります。一方に於いては国から移管された業務がだんだん地方にふえて参つておられます。財政の面からいいますと、国の予算の方がウェイトがだんだん大きくなつて、地方の財政がだんだん減つて來て、きゆうくつになつておられます。これは地方財政がやつて行けないというところが当然でありませぬと同時に、地方の住民といふか、地方の公共団体は、国から仕事だけをたくさんしようだいで徴収して、そしてなおかつ地方の自治体が財政上困るといふことは、私は当然の帰結として出て來ると思つておられます。こういうことが出て参りますと、地方自治体の運営の上に、大きな支障を來して、私どもは必ずしもいい結果は見ないと思つておられます。これは抽象的なことであります。ところが、こういう数字上から現われて参ります国と地方との財政の不均衡に對して、大臣のお考へはどうかというものであるかということ、もしお答えが願ひますならば、ひとつお答えを願ひたい。

まして、去年よりも相対的にはその総額は減りつつあるのであります。一方に於いては国から移管された業務がだんだん地方にふえて参つておられます。財政の面からいいますと、国の予算の方がウェイトがだんだん大きくなつて、地方の財政がだんだん減つて來て、きゆうくつになつておられます。これは地方財政がやつて行けないというところが当然でありませぬと同時に、地方の住民といふか、地方の公共団体は、国から仕事だけをたくさんしようだいで徴収して、そしてなおかつ地方の自治体が財政上困るといふことは、私は当然の帰結として出て來ると思つておられます。こういうことが出て参りますと、地方自治体の運営の上に、大きな支障を來して、私どもは必ずしもいい結果は見ないと思つておられます。これは抽象的なことであります。ところが、こういう数字上から現われて参ります国と地方との財政の不均衡に對して、大臣のお考へはどうかというものであるかということ、もしお答えが願ひますならば、ひとつお答えを願ひたい。

まして、去年よりも相対的にはその総額は減りつつあるのであります。一方に於いては国から移管された業務がだんだん地方にふえて参つておられます。財政の面からいいますと、国の予算の方がウェイトがだんだん大きくなつて、地方の財政がだんだん減つて來て、きゆうくつになつておられます。これは地方財政がやつて行けないというところが当然でありませぬと同時に、地方の住民といふか、地方の公共団体は、国から仕事だけをたくさんしようだいで徴収して、そしてなおかつ地方の自治体が財政上困るといふことは、私は当然の帰結として出て來ると思つておられます。こういうことが出て参りますと、地方自治体の運営の上に、大きな支障を來して、私どもは必ずしもいい結果は見ないと思つておられます。これは抽象的なことであります。ところが、こういう数字上から現われて参ります国と地方との財政の不均衡に對して、大臣のお考へはどうかというものであるかということ、もしお答えが願ひますならば、ひとつお答えを願ひたい。

漁村のようなところで困るところだけにやればよいというようにことごとく行きたいというような構想を持つて、いろ／＼臨んでおるのでありますが、何分仕事が多くございまして、まだただいまのところそこまで参つておりません。しかし御説はその通りと私は承知いたします。

○金光委員長 本日はこれで散会いたします。

午後零時十二分散会

昭和二十七年二月一日印刷

昭和二十七年二月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所